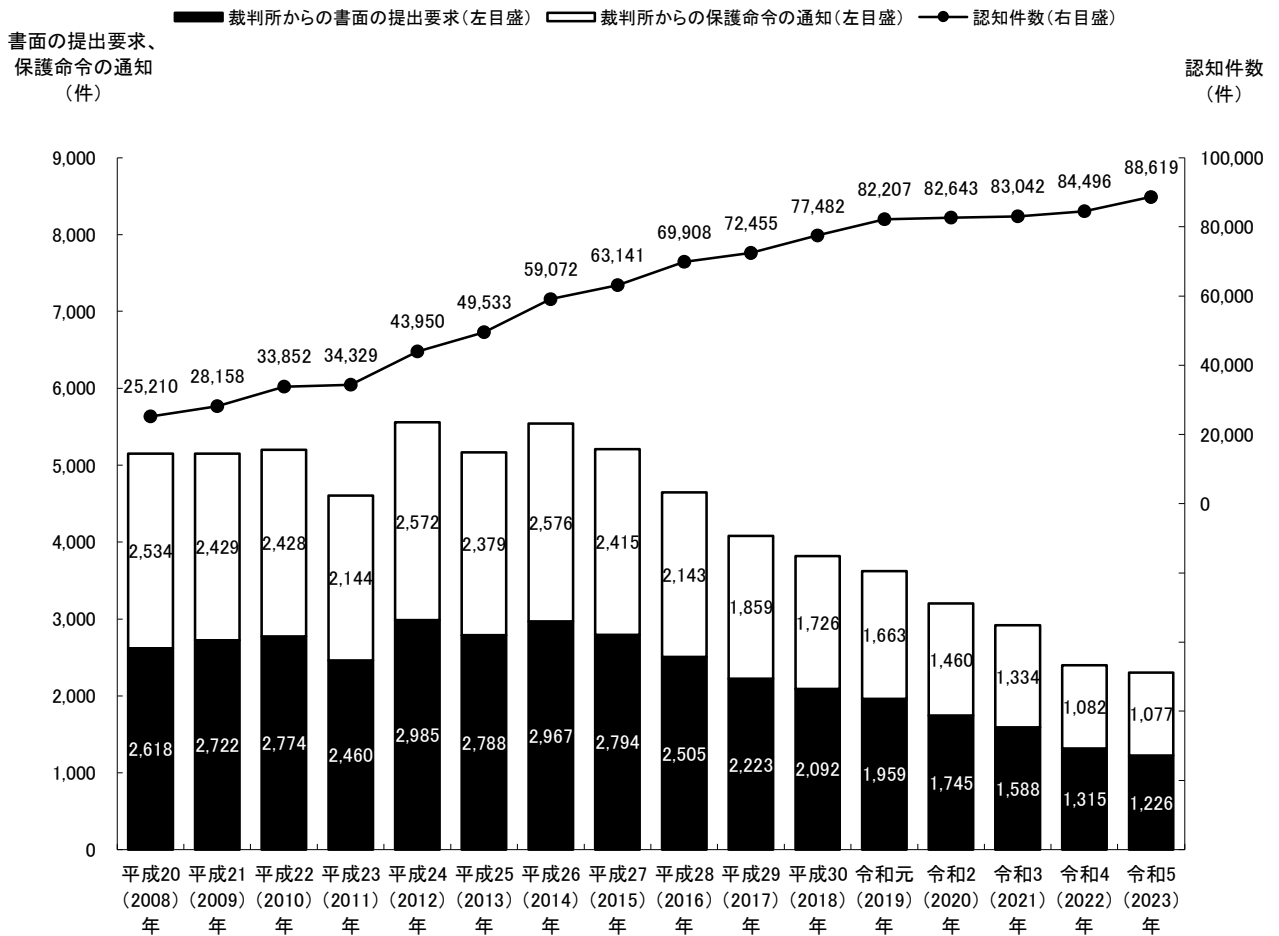


1-2 安全な保護のための体制の準備

1. 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移

全国の警察が取り扱った配偶者からの暴力事案の認知件数は、令和5（2023）年は88,619件であり、前年に比べて4,123件増加した。また配偶者暴力防止法に基づく保護命令等に係る警察の対応状況は、「裁判所からの書面の提出要求」が1,226件、「裁判所からの保護命令の通知」が1,077件となっている。

図表配1-2-1 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移（全国）



注1：認知件数は、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

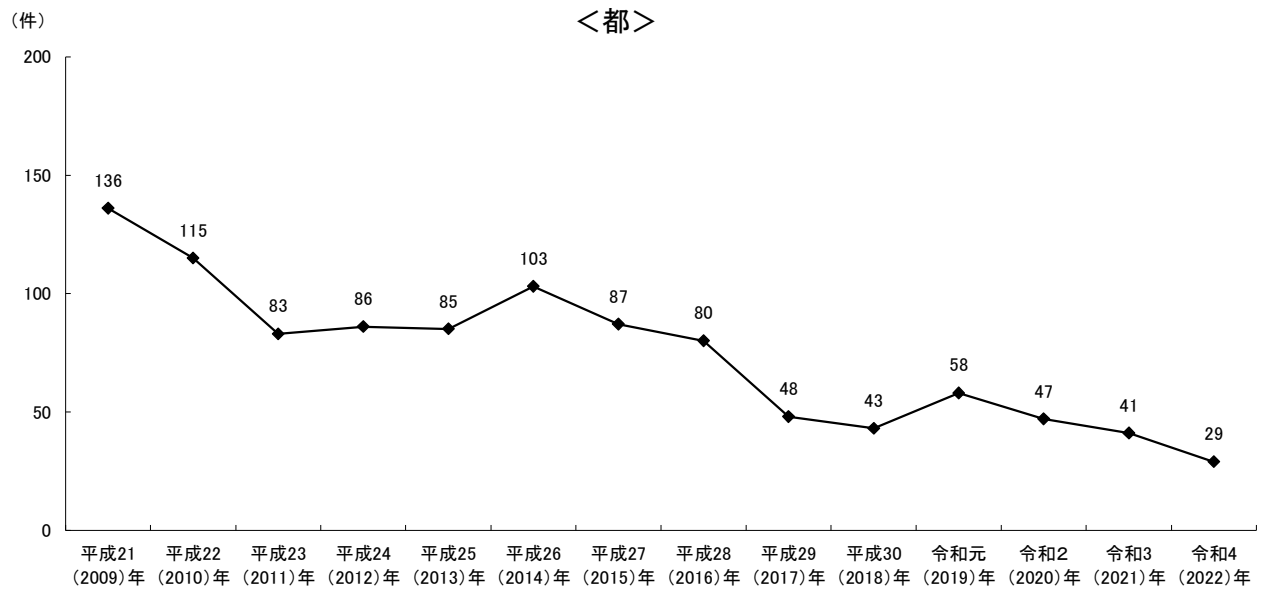
注2：認知件数には、婚姻関係等が解消したものも平成16年12月2日から計上している。また、配偶者暴力防止法の改正により、平成20年1月11日から「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

資料：警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

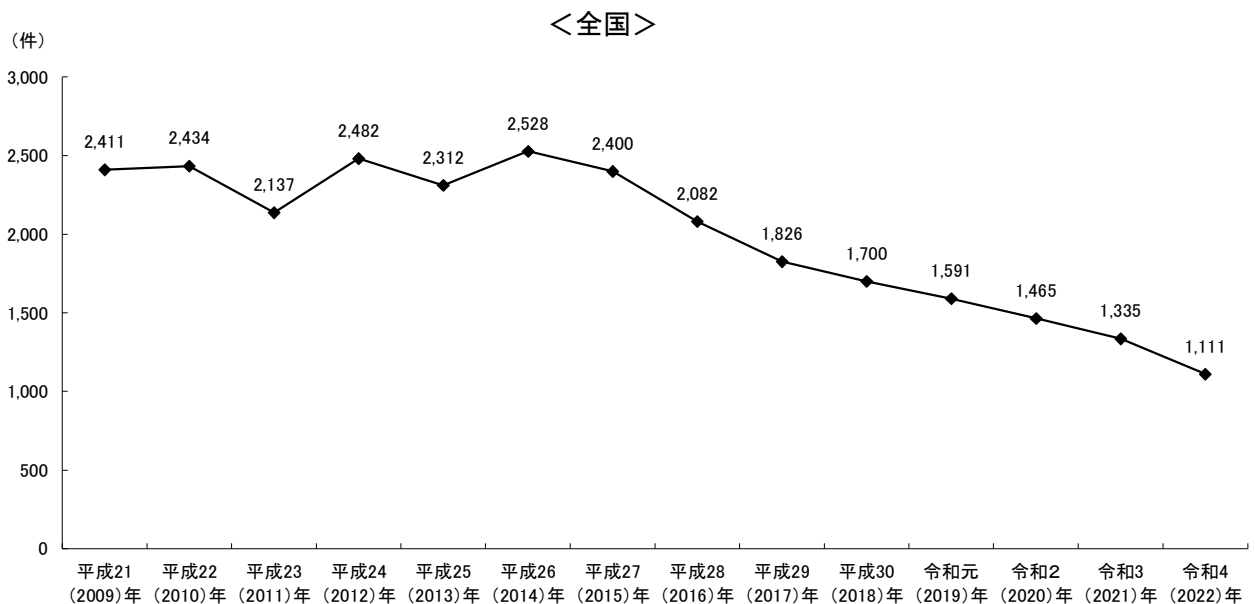
2. 保護命令発令件数

配偶者暴力に関する保護命令発令件数は、都・全国ともに平成26（2014）年以降、減少傾向にあったが、令和元（2019）年に都でやや増加し、その後令和4（2022）年では29件となった。全国では1,111件と減少した。

図表配 1-2-2 配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数の推移（都・全国）



資料：警視庁「警視庁の統計」（令和4年）

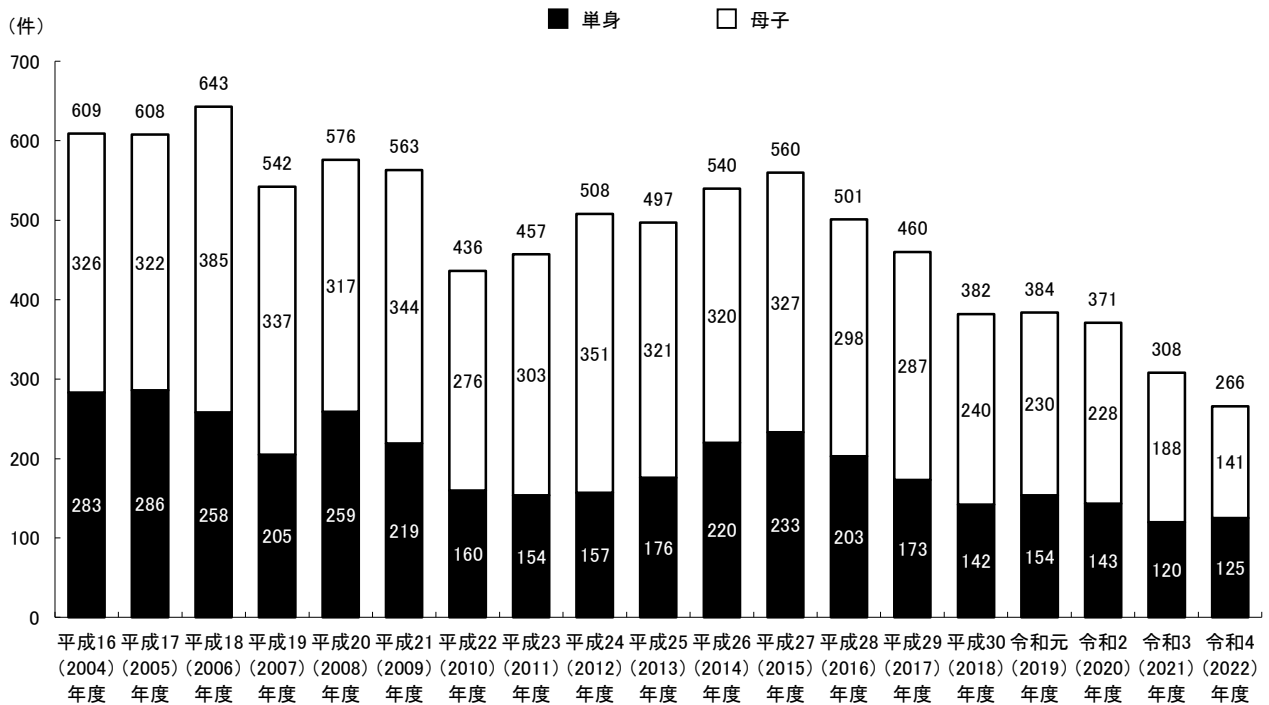


資料：内閣府男女共同参画局「令和5年版男女共同参画白書」
「配偶者暴力等に関する保護命令事件の処理状況等の推移」

3. 配偶者暴力における一時保護件数の推移

都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数は、令和4（2022）年度は単身での保護が125件、母子での保護が141件、合わせて266件であった。

図表配 1-2-3 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移（都）



注1：母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

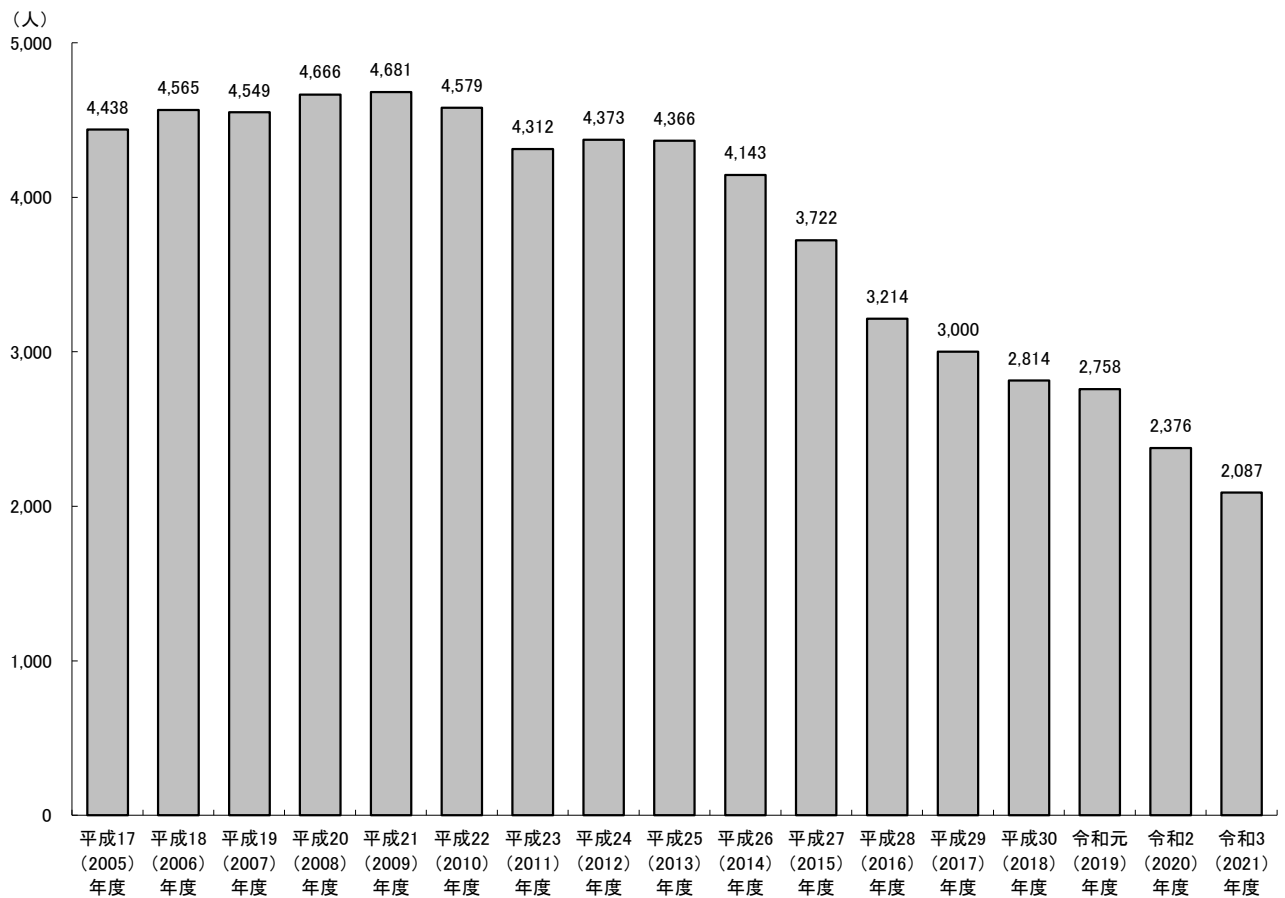
注2：一時保護とは、暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づき保護することをいい、上記件数は、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号による件数を指す。

資料：東京都生活文化スポーツ局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移（令和4年度）」

4. 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移

全国の婦人相談所において夫等の暴力により一時保護された女性の人数は、令和3（2021）年度で2,087人であった。平成17（2005）年度以降、4,000人を超える状態が続いていたが、近年は減少傾向にある。

図表配 1-2-4 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移
（全国）



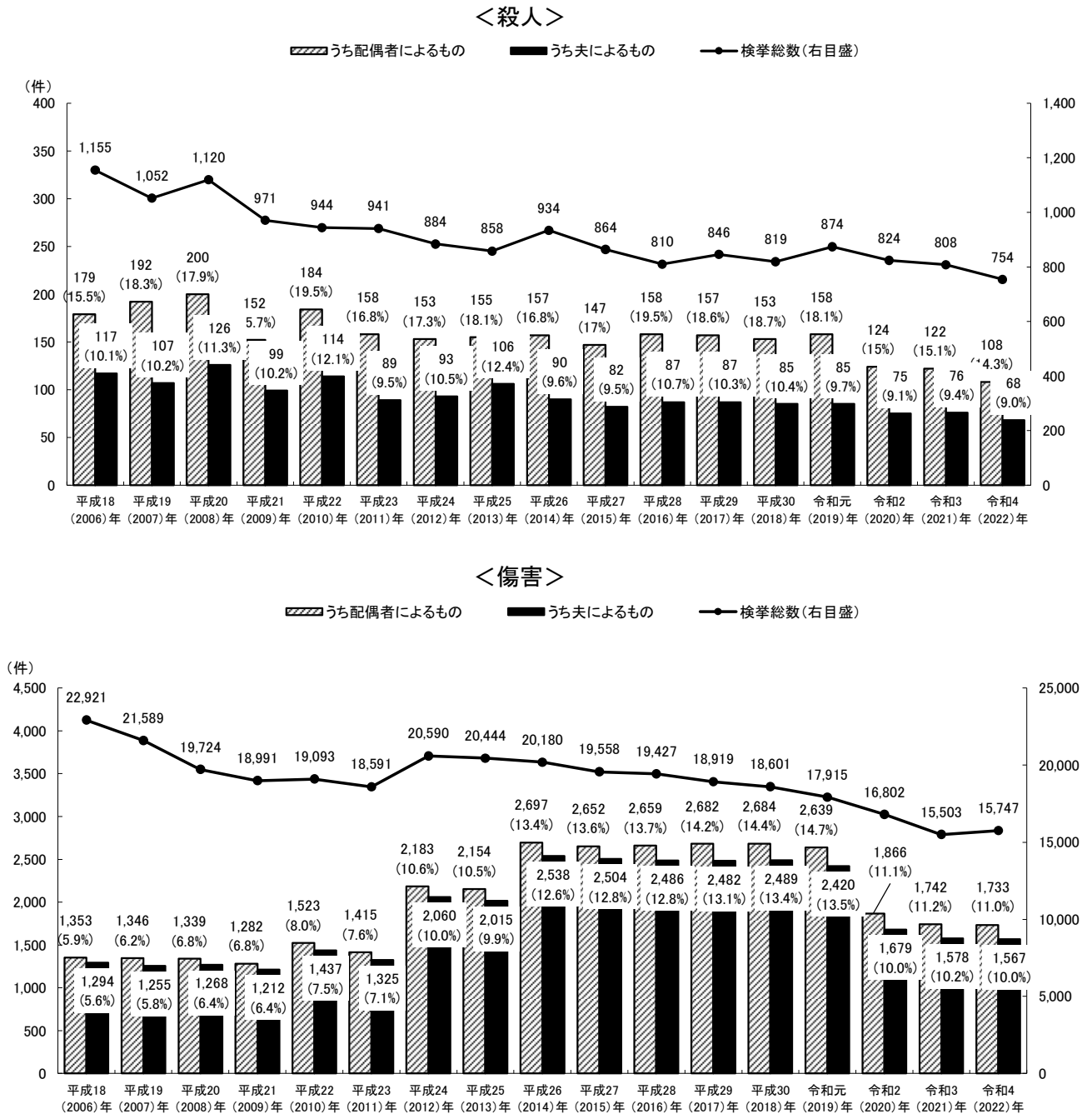
注：一時保護委託分を含む。

資料：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「困難な問題を抱える女性への支援について」

5. 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移

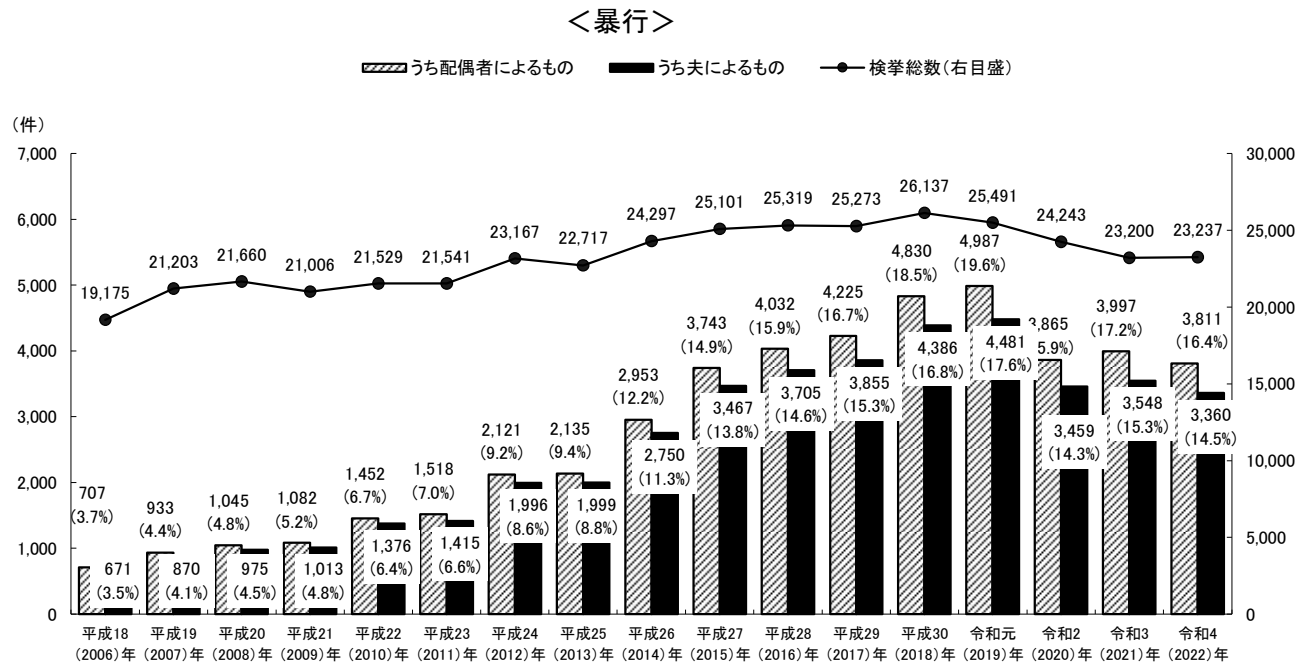
全国の犯罪の総検挙件数に占める配偶者による犯罪の件数は、殺人では令和4（2022）年は754件のうち108件であり、そのうち68件が夫によるものであった。傷害では、令和4（2022）年は15,747件のうち、1,733件が配偶者によるものであり、そのうち1,567件が夫によるものであった。なお検挙総数は、傷害は微増となったが平成18（2006）年以降、殺人、傷害ともに減少傾向にある。

図表配 1-2-5 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移（全国）



資料：警察庁「令和4年の犯罪」

暴行では、令和4（2022）年は全国で23,237件のうち、3,811件が配偶者によるものであり、そのうち3,360件が夫によるものであった。なお、令和4（2022）年は微増となったが、検挙総数は平成30（2018）年以降、減少傾向にある。



注1：解決事件を除く。

注2：配偶者には内縁関係にある者を含む。

注3：いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料：警察庁「令和4年の犯罪」

6. 配偶者間における犯罪の検挙状況

配偶者間における暴力で女性が被害者となった割合を罪種別にみると、殺人は63.0%と他の罪種に比べて低くなっているが、傷害は90.4%、暴行は88.2%と高い割合になっている。

図表配 1-2-6 配偶者間における犯罪の検挙事案に占める被害者の男女比（全国）



注 1：令和 4（2022）年の数値。

注 2：警察庁資料より作成。

注 3：解決事件を除く。

注 4：配偶者には内縁関係にある者を含む。

注 5：いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料：警察庁「令和 4 年の犯罪」